

事 務 連 絡
令和4年（2022年）2月22日

関 係 団 体 の 長 様

山口県土木建築部技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき
区域の変更及び期間の延長に伴う工事及び業務の対応について

このことについて、令和4年2月18日付け事務連絡のとおり国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から通知があり、別添のとおり対応しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

経 理 班 TEL : 083-933-3620

企 画 班 TEL : 083-933-3632

技術指導班 TEL : 083-933-3636

別添

令 3 技術管理第 7 9 0 号の 1
令和 4 年（2022 年） 2 月 2 2 日

部 内 各 課 長
部内各出先機関の長 様

技 術 管 理 課 長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき
区域の変更及び期間の延長に伴う工事及び業務の対応について

このことについて、別添のとおり国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から通知がありました。

つきましては、本通知の趣旨を踏まえ、引き続き、令和 2 年 4 月 9 日付け令 2 技術管理第 4 5 号の 1 並びに令和 2 年 4 月 2 4 日付け令 2 技術管理第 1 5 3 号の 1 に基づき、適切な対応を行うとともに、受注者への周知をお願いします。

なお、関係団体にも傘下の建設企業への周知を依頼していることを申し添えます。

経 理 班	TEL : 083-933-3620
企 画 班	TEL : 083-933-3632
技術指導班	TEL : 083-933-3636

令2技術管理第45号の1
令和2年(2020年)4月9日

部内各課長
部内各出先機関の長様

技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

このことについて、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知がありました。

つきましては、本通知の趣旨に則り、下記のとおり、適切な対応をお願いします。
なお、今回新たに追加した内容は、下線のとおりです。

記

1 一時中止措置等の対応について

(1) これまでと同様、本感染症の罹患や、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合などにより、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、感染拡大防止の取組や従業員の状況などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、契約書に基づく工事の一時中止及び設計図書の変更等、適切な対応を講じること。

(2) 工事等の一時中止若しくは工期延期等を行うこととなったものがある場合は、事業課経由で別添様式により技術管理課(メールアドレス:a18000@pref.yamaguchi.lg.jp)に報告すること。

また、一時中止等が解除となり、工事等が再開された場合は、技術管理課へ随時報告すること。

2 施工中の工事等における感染拡大防止措置等について

(1) 施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、作業従事者等の健康管理に留意するよう、受注者に周知すること。

- (2) 作業従事者等に感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合には、速やかに発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じるよう受注者に周知すること。
- (3) 感染者が確認された場合には、速やかに事業課及び技術管理課に連絡すること。
- (4) 建設現場の、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、密閉・密集・密接の「三つの密」を極力回避するとともに、やむを得ず必要な場合においても、その影響緩和の対策が徹底されるよう、受注者に周知すること。

3 その他

本通知の施行に伴い、次の通知は廃止する。

- 「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月26日付け平31技術管理第677号の1）
- 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月28日付け平31技術管理第692号の1）
- 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈等について」（令和2年3月2日付け平31技術管理第695号の1）
- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の状況に関する情報提供について」（令和2年3月3日付け平31技術管理第698号の1）
- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長について」（令和2年3月12日付け平31技術管理第723号の1）
- 「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈等について」（令和2年3月19日付け平31技術管理第766号の1）

経 理 班	TEL : 083-933-3620
企 画 班	TEL : 083-933-3632
技術指導班	TEL : 083-933-3636

令2技術管理第153号の1
令和2年(2020年)4月24日

部内関係課長 様
部内出先機関の長

技術管理課長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る
設計変更の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域拡大を踏まえた工事及び業務(以下「工事等」という。)の対応について、令和2年4月21日付け令2技術管理第121号の1で通知しているところですが、工事等を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを下記のとおりとしますので、遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、上記通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応してください。

記

○ 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

なお、次に掲げる例のほかにも感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合は、技術管理課へ照会されたい。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用(例)

【共通仮設費に積上げ計上】

- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

【現場管理費に積上げ計上】

- ・現場従事者のマスク、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材(リース)・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

技術指導班
TEL : 083-933-3636